

強制加入被保険者の種類(法7) ケース1

ケース1

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られてきたAさんが、手続きをするために市役所に行ってきました。



20歳になる方には、日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られます。

【強制加入被保険者の種類（法7）ケース1】

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られてきたAさんが、手続きをするために市役所に行ってきました。国民年金には20歳から加入していただきます。20歳になる方には、日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が事前に送られ、資格取得の手続きをするように案内します。ここで、20歳になるAさんは、第1号被保険者に該当することになります。国民年金法では、どのように規定されているのでしょうか。詳しく見てゆきましょう。

強制加入被保険者の種類(法7) ケース1

条文

- 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。
- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。）
 - 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第2号被保険者」という。）
 - 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）



国民年金法第7条第1項に、被保険者の資格の規定があります。一般的に、この第7条第1項の第1号に規定されている被保険者を「第1号被保険者」、第2号、第3号に規定されている被保険者をそれぞれ「第2号被保険者」、「第3号被保険者」と呼びます。

第1号被保険者の範囲は、日本国内に住所を有する、20歳以上60歳未満の者で、第2号または第3号被保険者ではないこと、老齢年金などを受けることができる人でないこととされています。

第2号被保険者は、会社員や公務員など、厚生年金や共済年金の被保険者で、その範囲は、厚生年金保険法などの法律で規定されています。第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者で、第2号被保険者の収入によって生計を維持されている方、いわゆる被扶養配偶者です。

強制加入被保険者の種類(法7) ケース1

会社などにお勤めの方は
第2号被保険者

その被扶養配偶者は
第3号被保険者

それ以外の方は
第1号被保険者



Point

基本的に、日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金制度の対象になっています。

以上をまとめますと、会社などにお勤めの方は第2号被保険者、その被扶養配偶者は第3号被保険者、自営業者や無職の方も含めてそれ以外の方は第1号被保険者となっていて、基本的に、日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金制度の対象になっています。

強制加入被保険者の要件

第1号被保険者

第七条

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者を除く。）



Point

国内居住要件	日本国内に住所を有すること
年齢要件	20歳以上60歳未満

【強制加入被保険者の要件】

国民年金の被保険者の具体的な要件を見ていくことにします。第7条第1項第1号では、「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの」となっています。まず、日本国内に住んでいる必要があります。海外に住んでいる場合には海外の年金制度などに加入することになりますので、第1号被保険者とはなりません。それから、20歳以上60歳未満という年齢要件があります。20歳から60歳までということは、40年間、国民年金に加入するのが原則だということになります。

強制加入被保険者の要件

第2号被保険者

第七条

二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者

被用者年金各法	
厚生年金保険法	社会保険の適用事業所にお勤めの方
国家公務員共済組合法	国家公務員
地方公務員等共済組合法	地方公務員
私立学校教職員共済法	私立学校教職員

国内居住要件	なし
年齢要件	なし（65歳以上の老齢厚生年金等の受給権者は除く）



第7条第1項第2号では「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」と規定されています。被用者年金各法とは厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法です。その被保険者、組合員又は加入者とは、具体的には、会社員など社会保険の適用事業所にお勤めの方々、国家公務員、地方公務員、私立学校教職員ということになります。この方達が第2号被保険者ですが、国内居住要件はありません。例えば、会社員が海外に転勤になったとしても、日本にある社会保険の適用事業所に引き続きお勤めであれば、厚生年金保険の被保険者であることには変わりありません。第2号被保険者はどこに住んでいても第2号被保険者です。また、厚生年金保険の被保険者は、厚生年金保険法において、社会保険の「適用事業所に使用される七十歳未満の者」とされています。第1号被保険者は20歳以上ですが、厚生年金保険では、20歳未満であっても、会社などに勤め始めた時から被保険者となります。

強制加入被保険者の要件

第3号被保険者

第七条

三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもののうち二十歳以上六十歳未満のもの

第2号被保険者の配偶者	
第2号被保険者に生計維持されている配偶者	3号被保険者
会社員や公務員等としてお勤めの場合	2号被保険者
第2号被保険者の扶養に入らない場合	1号被保険者

国内居住要件	なし
年齢要件	20歳以上60歳未満



第7条第1項第3号では「第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもののうち二十歳以上六十歳未満のもの」となっています。会社にお勤めの方が海外に転勤になれば、その配偶者も一緒に海外に住むことがあります。第3号被保険者も第2号被保険者と同様に国内居住要件が

ありません。しかし、年齢要件はあります。第1号被保険者と同じで20歳以上60歳未満です。また、あくまでも第2号被保険者に生計維持されている方が第3号被保険者です。第2号被保険者の配偶者であっても、ご自身も会社員や公務員等としてお勤めの場合は第2号被保険者です。また会社員ではなくても、自営業やパート勤務などで一定の所得があるために、第2号被保険者の扶養に入らない場合は第1号被保険者になります。

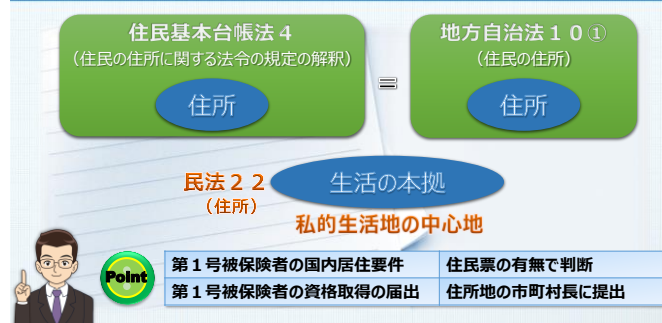
強制加入被保険者の要件

	国内居住	年齢	生計維持	国籍
第1号被保険者	日本国内	20歳以上 60歳未満	×	×
第2号被保険者	×	×	×	×
第3号被保険者	×	20歳以上 60歳未満	第2号被保険者 による生計維持	×



強制加入被保険者の要件をまとめると表のようになります。第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に共通して言えることとして、国籍は要件になっていません。日本に国籍がない方でも、国民年金法第7条に該当する場合は国民年金法の被保険者になります。

住所（住民基本台帳法4）



【住所（住民基本台帳法4）】

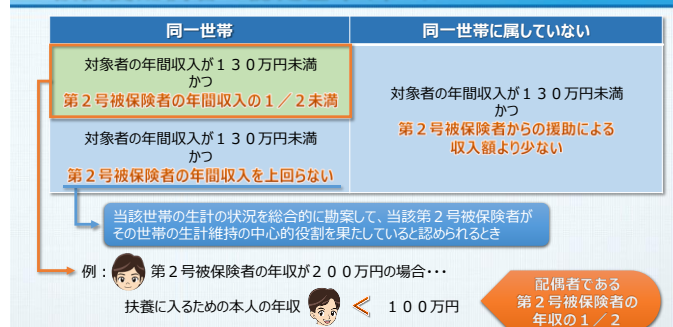
第1号被保険者は国民年金法第7条第1項第1号にありましたように、「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者」でした。日本国内に住所があるとはどういうことでしょうか？

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に関係法令を通じて一致することが望まれます。このため、住民基本台帳法第4条においては「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈して

はならない。」と規定されています。したがって、住民基本台帳法上の住所は、地方自治法第10条第1項でいう住所と同じであり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいいます。民法第22条の生活の本拠とは、私的生活の中心地を意味します。

第1号被保険者の国内居住要件を満たしているかどうかについては、住民票の有無で判断します。第1号被保険者の資格取得の届出は、原則として、住所地の市町村長に提出することになっています。

被扶養配偶者の認定基準(令4)

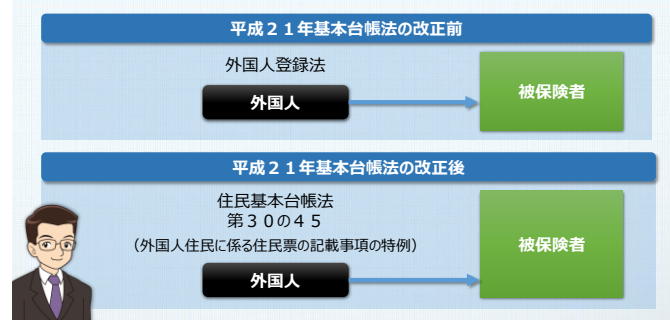


【被扶養配偶者の認定基準（令4）】

第3号被保険者は「第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもののうち二十歳以上六十歳未満のもの」でした。具体的には、第2号被保険者によって主として生計が維持されていて、配偶者自身の年収が130万円未満の場合に被扶養配偶者となります。ただし、同居の場合、配偶者である第2号被保険者の年収の2分の1以上であつてはならないという点に注意する必要があります。たとえば、第2号被保険者の年収が200万円の状態で、その方の扶養に入るためには、原則として、本人の年収が130万円未満ではなくて200万円の2分の1の100万円未満でなくてはならないということです。

ここでいう年収とは給与所得者や年金受給者の場合は、通勤手当なども含んだ総収入額をいいます。資産所得や事業所得の自営業者の場合は、総収入から原材料費など必要経費を控除した後の額をいいます。

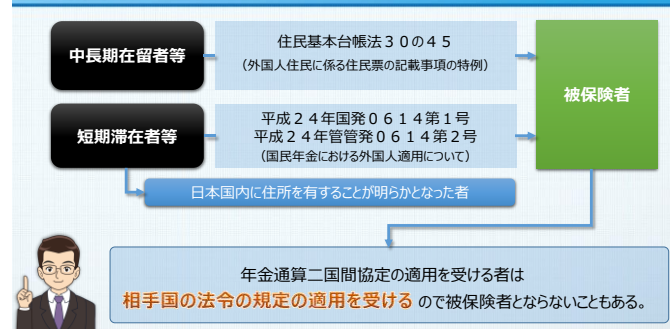
外国人



【外国人】

国民年金法では国籍要件が問われていませんので、外国人でも国民年金法第7条に該当した場合は被保険者となるということでした。ただし、日本と一部の国との間では、社会保障制度に関する協定を結んでいる場合があり、その国の国民の場合は国民年金の被保険者とならないことがあります。それ以外は外国人であっても国民年金の被保険者です。具体的には住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民であつて住民基本台帳に記録された者が対象です。従来は、外国人は住民基本台帳法の適用対象外で、外国人登録法に基づいて居住関係を把握していました。しかし、外国人が増加し、市町村が外国人について正確な情報を把握して行政サービスを提供する基盤を整備していく必要性が高まってきたので、平成21年に住民基本台帳法が改正されました。

外国人



住民基本台帳法においては中長期在留者等が適用対象です。短期滞在者等は住民基本台帳に記録されませんが、日本国内に住所を有することが明らかとなった者については適用の対象となることになっています。これらにより、住民基本台帳に記録されている外国人は、20歳から60歳までの間、第1号被保険者になるということです。

外国人

保険料納付のメリット

1. 障害年金・遺族年金が受給できます。
2. 社会保障制度に関する協定が結ばれている場合は、母国の年金制度の加入期間と合計されることがあります。
3. 母国に帰国することになった場合は、脱退一時金が支給されます。



第1号被保険者になって保険料をきちんと納めていれば、日本国内で万一の事故に遭った場合などに、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給ができるというメリットがあります。また、母国と日本との間で、社会保障制度に関する協定が結ばれている場合には、母国の年金制度の加入期間と合計されることもあります。さらに、日本での居住は短期間にとどまり、母国に帰国することになった場合などには、老齢基礎年金を受け取ることができなかったとしても、帰国時に脱退一時金として、一定額が支給されるという制度もあります。

被保険者区分の主な変遷

	昭和36年4月	昭和61年4月
自営業者等	強制加入	第1号被保険者
会社員・公務員	適用除外	第2号被保険者
被扶養配偶者	任意加入	第3号被保険者
国会議員	適用除外	任意加入 第1号被保険者
海外居住の日本人	適用除外	任意加入被保険者
被用者年金制度の障害・遺族年金受給者	任意加入	第1号被保険者
学生	任意加入	第1号被保険者
国内居住の外国人	適用除外	強制加入 第1号被保険者
	昭和57年1月	平成3年4月

【被保険者の範囲の主な変遷】

ここで、被保険者の範囲の過去の変遷を見てみたいと思います。自営業者や無職の方は第1号被保険者、お勤めの方は第2号被保険者、お勤めの方に扶養されている配偶者は第3号被保険者ですが、このような枠組みができたのは、昭和61年4月からのことです。

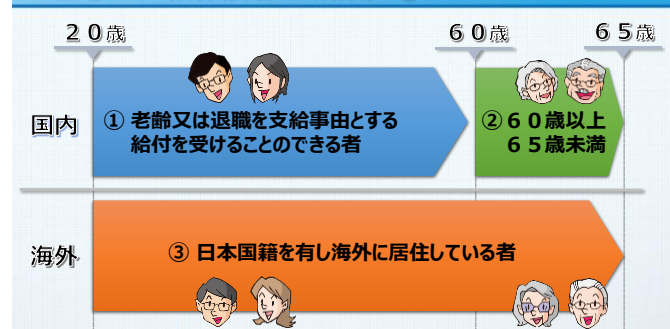
国民年金制度の保険料徴収は、昭和36年4月に開始されましたが、これまでにどのような改正が行われてきたかを確認します。

もともと、会社員や公務員などを対象とする厚生年金保険、共済年金制度がありましたが、それらの制度に加入できない自営業者や農林漁業者などを対象として、昭和36年から国民年金制度がスタートしました。ただ、この時点では会社員や公務員の被扶養配偶者や被用者

年金制度の障害・遺族年金の受給者、学生などは、国民年金に加入が義務づけられておらず、任意で加入できることとされていました。また、この頃は、日本に住んでいる外国人の方にも、国民年金の適用はありませんでした。国籍要件が撤廃されたのは昭和57年1月で、これ以降は日本に住む外国人も国民年金に加入していただくことになります。

昭和61年4月より、国民年金を、全国民共通に基礎年金を支給する制度として位置づけました。これに伴い、厚生年金保険や共済年金の被保険者は第2号被保険者に、その被扶養配偶者は第3号被保険者になりました。また、この時に、もともと国民年金の被保険者であった自営業者等や日本に住んでいる外国人はもちろん、それまでは国民年金に加入する必要のない国会議員や、厚生年金保険などの障害・遺族年金受給者が第1号被保険者となります。学生が任意加入から強制加入の第1号被保険者へと改正されたのは、平成3年4月のことです。

任意加入被保険者（法附則5①）



【任意加入被保険者（法附則5①）】

任意加入制度を利用できる方の範囲は、国民年金法附則第5条第1項に、3パターンが規定されています。ここでは、国民年金法第7条に定める第1号被保険者の要件との関係を見ながら確認していきます。まず一つめですが、任意加入の対象者を定める国民年金法附則第5条第1項第1号では、「日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者で、被用者年金制度から老齢または退職を支給事由とする年金を受けることのできる者」となっています。第1号被保険者の要件として、国民年金法第7条第1項第1号では、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができないことが定められています。したがって、被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができる場合は、第1号被保険者から外れますが、任意加入をすることができる

ということになります。

二番目ですが、国民年金法附則第5条第1項第2号では、「日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者」が任意加入の対象者とされています。第1号被保険者になるためには20歳以上60歳未満という年齢要件がありますので、60歳以上の方は第1号被保険者から外れますが、任意加入をすることができます。

三番目ですが、国民年金法附則第5条第1項第3号では、「日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の者」が任意加入の対象者とされています。第1号被保険者は、国内居住要件がありますので、海外に住所があれば第1号被保険者にはなれません。海外に住所を移した場合には、第1号被保険者から外れて任意加入できるようになりますが、ただし注意していただきたい点として、海外在住で任意加入できるのは、日本国籍を有する方のみということです。日本国籍がなくても、国内に住んでいれば第1号被保険者になることができますが、海外に住んでいて任意加入できるのは日本国籍を持っている方に限られます。任意加入することによって、加入中の事故等の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金の受給権が確保できるようになりますし、保険料の納付期間が長くなりますので老齢基礎年金の受給資格期間を得られるようになったり、その年金額を増額させることができます。

海外在住の任意加入被保険者 (法附則5、6年改正法附則11、16年改正法附則23) ケース2

ケース2

個人輸入業を行っていたBさんが、取引の関係上、生活拠点を海外に移して業務を行うことにしました。老後の生活を考えて、今まで国民年金保険料を未納することなく払い続けてきたBさんは今後どうしたらいいのかと相談にやってきました。

	受給資格要件	年金額の計算
任意加入なし	○ (合算対象期間)	×
任意加入あり	○	○

【海外在住の任意加入被保険者（法附則5、6年改正法附則11、16年改正法附則23）ケース2】

「個人輸入業を行っていたBさんが、取引の関係上、生活拠点を海外に移して業務を行うことにしました。老後の生活を考えて、今まで国民年金保険料を払い続けてきたBさんは今後どうしたらいいのかと相談にやってきました。」

第1号被保険者には国内居住要件がありますので、海

外に住所を移すと第1号被保険者ではなくなります。将来、日本に戻ってきて、老後を迎えた時には、海外在住期間は老齢基礎年金の受給資格期間に算入されることになっています。この海外在住期間は「合算対象期間」、あるいは「カラ期間」とも呼ばれており、保険料を納めていないので、年金の額の計算上は関係がありませんが、受給資格期間を計算する時には算入することとして、海外で長く暮らしていた方でも老後の年金が受給できるように配慮されているのです。

しかし、海外に住んでいる間、保険料を納めなければ、老後の年金がその分低くなるのが心配です。そこで、海外に住んでいる間も保険料を納めて、年金の額を増やすことができるように、任意加入の制度が設けられています。

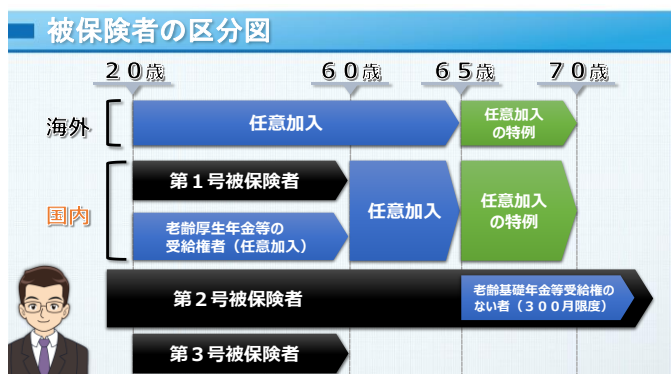
このように任意加入制度は、国民年金法第7条の第1号被保険者の要件から外れてしまった人で、国民年金の被保険者として保険料を納め続けたいという人のために用意されている制度です。

特例による任意加入被保険者 (6年改正法附則11①、16年改正法附則23①)		
昭和40年4月1日以前の生まれの人		
日本国内に住所のある	日本国籍で海外に居住する	
65歳以上 70歳未満	65歳以上 70歳未満	
	受給資格期間を満たすため	年金を増額するため
任意加入	○	×
任意加入の特例	○	○

【特例による任意加入被保険者（6年改正法附則第11①、16年改正法附則23条①）】

昭和40年4月1日以前の生まれの人は、65歳から70歳までの間、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまでは任意加入できることが特例で認められています。あくまでも老齢基礎年金の受給権確保のための特例ですので、年金額の増額が目的の人は該当しません。ここが、60歳以上65歳未満の任意加入との違いになります。昭和40年4月1日以前の生まれであること、65歳以上70歳未満であることの二つが要件になっていますが、これらの要件を満たしていれば、日本に住所を有する場合だけでなく、海外に住んでいて日本国籍を有している方の場合も、任意加入ができます。老齢年金の受給資格期間を満たせない方は、この特例的な任意加入

の制度を利用していただくことで、年金を受給できるようになる場合があることを知っていただきたいと思います。



【被保険者の区分図】

ここで、国民年金の被保険者についてまとめてみましょう。日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者と第3号被保険者以外の方が第1号被保険者になります。60歳以上65歳未満の期間は任意加入することができます。65歳以上70歳未満の間では、昭和40年4月1日以前生まれの方々には、老齢基礎年金の受給権を確保するための任意加入が特例で認められています。

厚生年金保険や共済年金の老齢年金等の受給権者は第1号被保険者になれませんでした。任意加入することはできます。会社などにお勤めの方は第2号被保険者に該当し、20歳前でもお勤めを始めた時に被保険者資格を取得します。

第2号被保険者の被扶養配偶者が第3号被保険者です。国内居住要件はありませんが、20歳以上60歳未満という年齢要件はあります。

日本国籍を持っていて海外に住んでいる場合は任意加入することができます。特例による任意加入も可能です。

確認問題

問題 1 日本国内に住所を有する者であれば、国籍を問わず、20歳未満の者であっても、申し出ることによって任意加入被保険者になることができます。

解答 ✕ 法附則 5②
20歳未満の者は任意加入することができません。

問題 2 日本に住んでいる外国人の住所は、外国人登録法に基づいて把握する。

解答 ✕ 住民基本台帳法 30の45
平成21年の改正により、外国人も住民基本台帳の対象となりました。



次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

日本国内に住所を有する者であれば、国籍を問わず、20歳未満の者であっても、申し出ることによって任意加入被保険者になることができます。

正解はバツです。

20歳未満の者は任意加入することができません。

問題 2 です。

日本に住んでいる外国人の住所は、外国人登録法に基づいて把握する。

正解はバツです。

平成21年の改正により、外国人も住民基本台帳の対象となりました。